

部長及び参事官  
殿  
所 属 長

備 二 発 第 4 8 2 号  
(機動)  
令和 6 年 11 月 26 日  
5 年 保 存 ( 係 )  
本 部 長

### 機動隊への専門部隊の設置について（通達乙）

機動隊においては、銃器対策部隊、爆発物処理班等の対処能力の強化のための取組を進めているところ、機動隊が重点を置くべき役割が治安警備実施からテロ対処へと変遷していることを踏まえ、機動隊の中で緊急事態対処のための専門的な能力を有する各部隊を「専門部隊」と総称し、下記のとおり設置することとしたので誤りのないようにされたい。

### 記

#### 1 専門部隊の設置

機動隊に、専門部隊として次の部隊を設置するものとする。

##### (1) 銃器対策部隊

銃器対策部隊は、銃器等使用事案の発生に際し、情報収集、犯人の移動の阻止、殺傷行為の制止、犯人の制圧検挙等に当たることを主たる任務とする。

また、特殊部隊が出動した場合においては、同部隊と密接な連携を図り、警戒監視、情報収集等の支援及び犯人の制圧検挙に当たるものとする。

##### (2) N B C テロ対策部隊

N B C テロ対策部隊は、N B C テロ事案（核物質・放射性同位元素、生物剤及び化学剤に係るテロ事案をいう。）の発生に際し、原因物質の検知、立入禁止区域の設定、被害者の救助、避難誘導等の初動措置を実施するとともに、証拠保全を行いつつ捜査部門への適切な引継ぎを行うことを主たる任務とする。

##### (3) 爆発物対策部隊

爆発物対策部隊は、爆発物使用事案の発生に際し、爆発物の検査・処理等の初動措置を実施するとともに、証拠保全を行いつつ捜査部門への適切な引継ぎを行うことを主たる任務とする。

##### (4) 水難救助部隊

水難救助部隊は、人命救助を要する災害又は水難事故の発生に際し、潜水技能をいかして救出救助に当たるとともに、臨海部等における大規模警備実施時において、水中の検索、水上警戒等に当たることを主たる任務とする。

##### (5) レスキュー部隊

レスキュー部隊は、人命救助を要する災害又は事故の発生に際し、要救助者の捜索、救出救助等に当たることを主たる任務とする。

## 2 専門部隊員の指定及び訓練

各専門部隊の幹部については、人格、識見及び判断能力に優れ、当該専門部隊において豊富な経験を有する者を指定し、幹部以外の隊員については、冷静・沈着で注意力と機知に富み、身体強健・機敏であるなど任務の特性にふさわしい者を指定するものとする。

指定された隊員にあつては、別に定める訓練基準に従い、訓練を行うものとする。また、これらの訓練は、指導体制を確立した上で、内容が重複する訓練の共通化、各種マニュアルの活用等により、合理的かつ効率的に行うものとする。